

鎌倉市告示第 330 号

鎌倉市都市公園の指定管理者を指定したので、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する規則（平成 17 年 7 月規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき告示し
ます。

平成 30 年 12 月 26 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 公の施設の名称
 笛田公園

- 2 指定管理者の名称及び事務所の所在地
 名 称 三菱電機ライフサービス株式会社 湘南支社
 所在地 鎌倉市上町屋 558 番地

- 3 指定の期間
 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで